

算定基礎届の記入・提出ガイドブック

平成29年度

健康保険および厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で使用している全ての被保険者に4～6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただき、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを定時決定といいます。

「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間（9月から翌年8月まで）の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

《目次》

1. 算定基礎届の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 提出期間等	
(2) 定時決定時調査の実施	
(3) ご提出いただくもの	
(4) 提出の対象となる被保険者の範囲	
(5) 8月改定または9月改定の月額変更該当する場合	
(6) 70歳以上の方の届出	
(7) 二以上の事業所に勤務する方の届出	
(8) 被保険者本人への通知	
2. 報酬とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 報酬とは	
(2) 現物給与の取扱い	
3. 標準報酬月額の算出方法および算定基礎届の記載方法・・	4
(1) 支払基礎日数	
(2) ケースごとの標準報酬月額の算出方法と算定基礎届の記載方法	
(ケース①) 一般的な例	
(ケース②) 支払基礎日数に17日未満の月があるとき	
(ケース③) 短時間就労者(パートタイマー)の記入例	
(ケース④) 短時間労働者の記入例	
(ケース⑤) 給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき	
(ケース⑥) 賞与などが年4回以上支給されたとき	
(ケース⑦) 一時帰休による休業手当が支給されているとき	
(ケース⑧) 一般的な方法では算定できないとき	
(ケース⑨) 一般的な方法で算定すると著しく不当になるとき	
4. 随時改定と月額変更届・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5. 賞与支払届と賞与支払届総括表・・・・・・・・	22
算定基礎届総括表記載例・・・・・・・・	23
厚生労働大臣が定める現物給与の価額	

1. 算定基礎届の提出について

(1) 提出期間等

- 提出期間 : 7月1日から7月10日まで
提出方法 : 郵送または管轄の年金事務所へ持参(郵送での提出にご協力をお願いします)
照会先 : 管轄の年金事務所

(2) 定時決定時調査の実施

年金事務所では、毎年、一部の事業所を対象に面談等による定時決定時調査を実施しています。調査の実施にあたりましては、対象となる事業所に対し事前に通知させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

(3) ご提出いただくもの

① 「届出用紙」で提出する場合

- 1 被保険者報酬月額算定基礎届(算定基礎届)
- 2 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表
- 3 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表附表(雇用に関する調査票)
《該当する方がいる場合は、次の届書も必要になります。》
- 4 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届
- 5 被保険者報酬月額変更届(7月改定者)

② 「電子媒体(CD・DVD)」で提出する場合

- 1 CD または DVD
 - 2 磁気媒体届書総括票
 - 3 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表
 - 4 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表附表(雇用に関する調査票)
《該当する方がいる場合は、次の届書も必要になります。》
 - 5 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届
 - 6 被保険者報酬月額変更届(7月改定者)
- 提出する電子媒体を作成するためには、日本年金機構ホームページから「届書作成プログラム」をダウンロードする必要があります。
 - 2～5は、届出用紙によりご提出ください。
 - 提出の際、CD・DVDの表面に、「事業所名」、「提出元ID」、「FD通番」を油性のフェルトペン等でご記入ください。
 - 電子媒体を利用した届出について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせの前に日本年金機構ホームページ
(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/denshibaitai.jsp>) をご確認ください。

③「電子申請」で提出する場合

- 1 被保険者報酬月額算定基礎届 (CSV ファイル添付方式)
 - 2 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表
 - 3 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表附表 (雇用に関する調査票)
- 《該当する方がいる場合は、次の届書も必要になります。》
- 4 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届
 - 5 被保険者報酬月額変更届 (7月改定者)
- 2、3は、算定基礎届の電子添付書類(JPEG形式またはPDF形式)として送信することも可能です。
- 電子申請の詳細については、日本年金機構ホームページのほか以下のホームページをご覧ください。電子政府の総合窓口 e-Gov [イーガブ] <http://www.e-gov.go.jp/>
- 電子申請による届出についてご不明な点がございましたら、お問い合わせの前に日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/denshishinsei.jsp>) をご確認ください。

(4) 提出の対象となる被保険者の範囲

定時決定 (算定基礎届) の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者です。

ただし、以下の①～③のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- ①6月1日以降に資格取得した方
 - ②6月30日以前に退職した方
 - ③7月改定の月額変更届を提出する方
- ・「届出用紙」で提出する場合は、備考欄に「7月月変」と記入してください。
 - ・電子媒体申請および電子申請の場合は、7月改定の対象者を除いて作成してください。

なお、総括表および総括表附表は、本年7月1日現在の被保険者数を確認するための届ですので、全ての被保険者が①～③に該当する場合も必ずご提出ください。

(5) 8月改定または9月改定の月額変更該当する場合

算定基礎届を提出いただいた後に、8月改定または9月改定の月額変更該当した方については、月額変更が優先されますので、別途「月額変更届」の提出が必要となります。

(6) 70歳以上の方の届出

以下の①～③のすべてに該当する方は、「70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」も併せてご提出ください。

※健康保険の資格を喪失した75歳以上の方や、健康保険組合に加入されている場合も届出が必要ですのでご注意ください。

- ①70歳以上の方
- ②過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方

③事業所に常時使用されている方

(7) 二以上の事業所に勤務する方の届出

同時に二以上の事業所に勤務する方の標準報酬月額、各事業所から受ける報酬を合算して決定されます。また、各事業所における保険料は、各事業所から受ける報酬の割合により按分して計算されます。

二以上の事業所に勤務する方の算定基礎届は、選択事業所を管轄する年金事務所から各事業所に送付しますので、送付された算定基礎届は、選択事業所を管轄する年金事務所に提出いただくこととなりますのでご注意ください。

(8) 被保険者本人への通知

決定された標準報酬月額の内容については、日本年金機構からの通知の後、すみやかに被保険者本人あて通知していただくようお願いします。

2. 報酬とは

(1) 報酬とは

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与などの名称を問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのものを含みます。また、金銭（通貨）に限らず、通勤定期券、食事、住宅など現物で支給されるものも報酬に含まれます。ただし、臨時に受けるものや、年3回以下支給の賞与（※年3回以下支給されるものは標準賞与額の対象となります。）などは、報酬に含みません。

	金銭（通貨）で支給されるもの	現物で支給されるもの
報酬となるもの	基本給（月給・週給・日給など）、能率給、奨励給、役付手当、職階手当、特別勤務手当、勤務地手当、物価手当、日直手当、宿直手当、家族手当、扶養手当、休職手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、早出残業手当、継続支給する見舞金、年4回以上の賞与※ など	通勤定期券、回数券、食事、食券、社宅、寮、被服（勤務服でないもの）、自社製品 など
報酬とならないもの	大入袋、見舞金、解雇予告手当、退職手当、出張旅費、交際費、慶弔費、傷病手当金、労災保険の休業補償給付、年3回以下の賞与※（標準賞与額の対象となります。）など	制服、作業着（業務に要するもの）、見舞品、食事（本人の負担額が、厚生労働大臣が定める価額により算定した額の2/3以上の場合）など

(2) 現物給与の取扱い

①通勤定期券等

通勤手当を、金銭ではなく定期券や回数券で支給している場合は、現物給与として取扱われますので、その全額を報酬として算入します。3ヵ月または6ヵ月単位でまとめて支給する通勤定期券は、1ヵ月あたりの額を算出して報酬とします。

②食事で支払われる報酬等

事業主が被保険者に食事を支給している場合は、都道府県ごとに厚生労働大臣が定める価額に換算して報酬を算入します。

その一部を被保険者本人が負担している場合は、上記価額から本人負担分を差引いた額を報酬として算入します。ただし、被保険者が当該価額の2/3以上を負担する場合は報酬に算入しません。

③住宅で支払われる報酬等

事業主が被保険者に社宅や寮を提供している場合は、都道府県ごとに厚生労働大臣が定める価額に換算して報酬を算入します。その一部を被保険者本人が負担している場合は、厚生労働大臣が定める価額から本人負担分を差し引いた額を算入します。

価額を算出する場合は、居間、茶の間、寝室、客間等、居住用の室を対象とします。玄関、台所、トイレ、浴室、営業用の室（店、事務室等）等は含めません。

④食事および住宅以外の報酬等

食事および住宅以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」として取り扱いますが、労働協約に定めがない場合には実際費用を「時価」として取り扱います。

3. 標準報酬月額算出方法および算定基礎届の記載方法

(1) 支払基礎日数

支払基礎日数とは、その報酬の支払い対象となった日数のことをいいます。

時給制・日給制の場合は、実際の出勤日数（有給休暇も含みます。）が支払基礎日数となります。

月給制・週給制の場合は、出勤日数に関係なく暦日数になります。

ただし、欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合は、就業規則、給与規定等に基づき事業所が定めた日数から、欠勤日数を控除した日数となります。

◎算定基礎届は4、5、6月に支払われた給与を報酬月額として届出しますが、給与計算の締切日と支払日の関係によって支払基礎日数が異なります。

(例) 月給制の場合

給与末日締 当月末日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	4月1日~30日	30
5月	5月1日~31日	31
6月	6月1日~30日	30

給与25日締 当月末日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	3月26日~4月25日	31
5月	4月26日~5月25日	30
6月	5月26日~6月25日	31

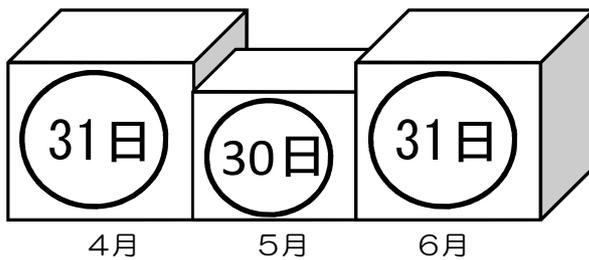
給与末日締 翌月10日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	3月1日~31日	31
5月	4月1日~30日	30
6月	5月1日~31日	31

(2) ケースごとの標準報酬月額の算出方法と算定基礎届の記載方法

ケース① 一般的な例

●支払基礎日数が3ヵ月とも17日以上の場合 ⇒ 3ヵ月が対象となります。



(例) 給与規定

月給制・毎月20日締切、当月25日支払

4月、5月、6月に支払われた給与の合計額を、その月数「3」で割った額が報酬月額になります。

《賃金台帳》

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	家族手当	住宅手当	通勤手当	合計
4月	31日	610,000	20,000	30,000	11,000	671,000
5月	30日	610,000	20,000	30,000	11,000	671,000
6月	31日	610,000	20,000	30,000	11,000	671,000
					総計	2,013,000

※算定基礎届には、4月、5月、6月に支払われた給与の額を記入します。

その報酬の支払対象となった日数を記入します。

算定対象月の合計額を記入します。

算定対象月の1ヵ月あたりの平均額を記入します。

《記入例》

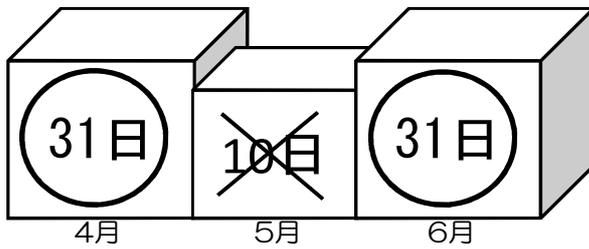
⑦ 被保険者 整理番号	⑧ 被保険者氏名	⑨ 生年月日	⑩ 種別	⑪ 従前の標準報酬月額		⑫ 従前の改定月・原因
				⑪-1 従前の標準報酬月額	⑪-2 標準報酬月額	
⑬ 算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑭ 賞によるものの額	⑮ 現物によるものの額	⑯ 合計	⑰ 平均額	⑱ 平均額	備考 ⑲ 通知支払額異(給)給差の月額異(給)給月
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳ 決定後の標準報酬月額
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉑ 改定予定月
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉒ 作成原因
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉓ 送信

報酬月額 = (671,000円 + 671,000円 + 671,000円) ÷ 3 = 671,000円

※ 報酬月額の算出にあたっては、1円未満は切り捨てとします。

ケース② 支払基礎日数に17日未満の月があるとき

●支払基礎日数に17日未満の月がある場合 ⇒ 支払基礎日数が17以上の月を対象とします。



(例) 給与規定

月給制・毎月20日締切、当月25日支払

17日未満の月を除いた4月・6月の報酬の合計をその月数「2」で割って報酬月額を算出します。

《賃金台帳》

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	住宅手当	通勤手当	残業手当	昼食	合計
4月	31日	242,000	5,000	8,000	12,000	4,000	271,000
5月	10日	110,000	5,000	8,000	0	1,000	124,000
6月	31日	242,000	5,000	8,000	5,000	4,000	264,000
総計							659,000

支払基礎日数が17日未満の場合は、横棒を引きます。

4月、6月分の2ヵ月分の合計を記入します。

《記入例》

被保険者番号		被保険者		生年月日		種別		従前の標準報酬月額		従前の改定月・原因	
報酬額		額		額		平均額		正平均額		備考	
算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計	平均額	標準報酬月額	※改定予定月	※作成原因				
23	年金	太郎	5-210527	1	健	240	厚	240	千円	H28年9月11	
4月31日	267,000円	4,000円	271,000円	535,000円	29年9月						
5月10日	123,000円	1,000円	—円	267,500円							
6月31日	260,000円	4,000円	264,000円	健	厚						

現物による給与がある場合はここに記入します。

4月、6月分の平均を記入します。

$$\text{報酬月額} = (271,000\text{円} + 264,000\text{円}) \div 2 = 267,500\text{円}$$

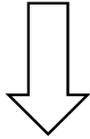
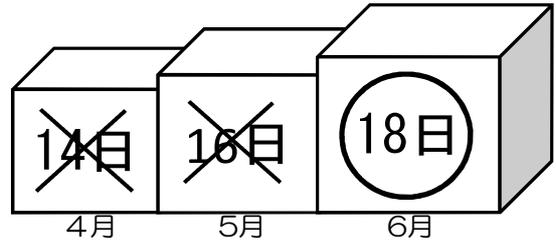
※ 17日未満の月が2ヵ月ある場合は、残りの1ヵ月のみの報酬で算出します。

ケース③ 短時間就労者（パートタイマー）の記入例

- 支払基礎日数が17日以上のある月がある場合
⇒支払基礎日数が17以上の月を対象とします。

《賃金台帳》 (単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月	14日	108,600	108,600
5月	16日	115,800	115,800
6月	18日	130,300	130,300
総計			354,700



短時間就労者（パートタイマー）で、支払基礎日数が15日未満の場合は横棒を引きます。

「パート」と記入します。

《記入例》

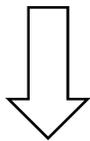
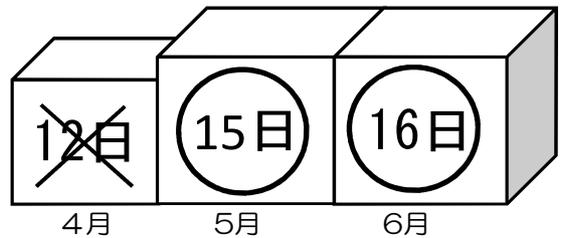
被保険者氏名				生年月日		従前の標準報酬月額		従前の改定月・原因	
報酬月額				平均額		修正平均額		備考	
算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合	千円	円	千円	円	年	月
22	事務香	5-35042	2	健 118	円	厚 118	円	H28年9月11	
4月14日	108,600円	0円	—	130,300	円	29年9月			
5月16日	115,800円	0円	115,800	130,300	円				パート
6月18日	130,300円	0円	130,300	健	千円	厚	千円		送信

報酬月額 = 130,300円 (6月分)

- 支払基礎日数がすべて17日未満だが15、16日の月がある場合
⇒支払基礎日数が15、16日の月のみを対象とします。

《賃金台帳》 (単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月	12日	78,000	78,000
5月	15日	97,500	97,500
6月	16日	104,000	104,000
総計			279,500



短時間就労者（パートタイマー）で、支払基礎日数が15日未満の場合は横棒を引きます。

《記入例》

被保険者氏名				生年月日		従前の標準報酬月額		従前の改定月・原因	
報酬月額				平均額		修正平均額		備考	
算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合	千円	円	千円	円	年	月
53	保険健二	5-590628	1	健 104	千円	厚 104	千円	H28年9月11	
4月12日	78,000円	0円	—	201,500	円	29年9月			
5月15日	97,500円	0円	97,500	100,750	円				パート
6月16日	104,000円	0円	104,000	健	千円	厚	千円		送信

報酬月額 = (97,500円 + 104,000円) ÷ 2 = 100,750円

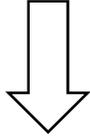
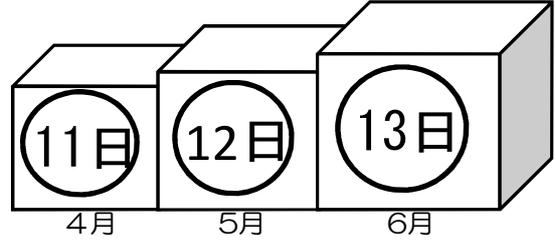
ケース④ 短時間労働者の記入例

- 支払基礎日数が3ヵ月とも11日以上の場合
⇒3ヶ月が対象となります。

《賃金台帳》

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月	11日	108,600	108,600
5月	12日	115,800	115,800
6月	13日	123,000	123,000
総計			347,400



《記入例》

被保険者番号	被保険者氏名	生年月日	種別	従前の標準報酬月額	従前の改定月・原因
22	事務 香	5-350426	2	健 118 千円	厚 118 千円
4月11日	108,600 円	0 円	108,600 円	347,400 円	29年9月
5月12日	115,800 円	0 円	115,800 円	115,800 円	短時間
6月13日	123,000 円	0 円	123,000 円	健 千円	厚 千円

「短時間」又は「短」と記入します。

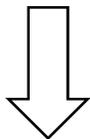
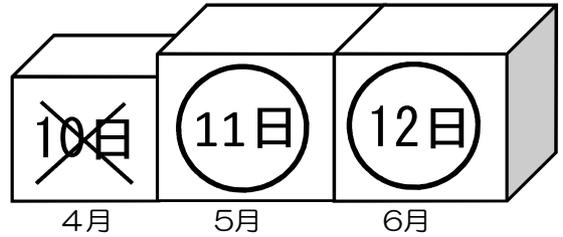
$$\text{報酬月額} = (108,600\text{円} + 115,800\text{円} + 123,000\text{円}) \div 3 = 115,800\text{円}$$

- 支払基礎日数に11日未満の月がある場合
⇒支払基礎日数が11日以上の月を対象とします。

《賃金台帳》

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月	10日	101,400	101,400
5月	11日	108,600	108,600
6月	12日	115,800	115,800
総計			325,800



支払基礎日数が11日未満の場合は横棒を引きます。

《記入例》

被保険者番号	被保険者氏名	生年月日	種別	従前の標準報酬月額	従前の改定月・原因
53	保険 健二	5-59028	1	健 104 千円	厚 104 千円
4月10日	101,400 円	0 円	— 円	224,400 円	29年9月
5月11日	108,600 円	0 円	108,600 円	112,200 円	短時間
6月12日	115,800 円	0 円	115,800 円	健 千円	厚 千円

$$\text{報酬月額} = (108,600\text{円} + 115,800\text{円}) \div 2 = 112,200\text{円}$$

●短時間労働者である月と短時間労働者でない月が混在している場合

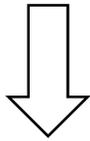
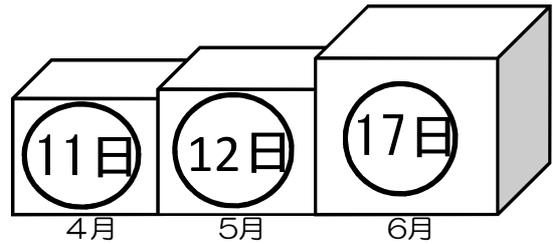
→各月の被保険者区分(短時間労働者であるかないか)に応じた支払基礎日数により算定対象月を判断する。

(例)4月 短時間、5月 短時間、6月 一般 の場合

《賃金台帳》

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月	11日	108,600	108,600
5月	12日	115,800	115,800
6月	17日	151,800	151,800
総計			376,200



変更月と被保険者区分を記入します。

《記入例》

被保険者番号				被保険者氏名				生年月日		種別		従前の標準報酬月額		従前の改定月・原因	
報酬月額				通貨によるもの額		現物によるもの額		合計		平均額		修正平均額		備考	
算定基礎月の報酬支払基礎日数										※決定後の標準報酬月額		※改定予定月		※作成原因	
22	事務 香			5-350426		2		健	118	千円	厚	118	千円	H28年9月11	
4月11日	108,600	円	0	円	108,600	円	376,200	円	29	年	9	月			
5月12日	115,800	円	0	円	115,800	円	125,400	円					6月	一般	
6月17日	151,800	円	0	円	151,800	円			健		厚				

報酬月額 = (108,600円 + 115,800円 + 151,800) ÷ 3 = 125,400円

●算定対象となる期間の月の途中で、被保険者区分(短時間労働者であるかないか)の変更があった場合

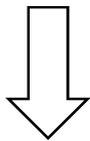
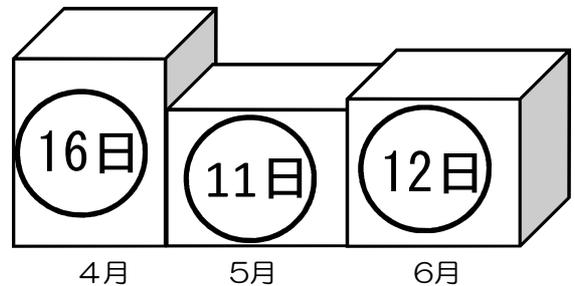
→報酬の給与計算期間の末日における被保険者区分に応じた支払基礎日数により算定対象月を判断する。

(例)5月1日に一般から短時間へ変更となった場合(給与25日締、当月末日支払)

《賃金台帳》

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月	16日	144,600	144,600
5月	11日	108,600	108,600
6月	12日	115,800	115,800
総計			369,000



4月の区分は一般であり、17日未済のため対象月から除外する。

変更月と「短時間」又は「短」と記入します。

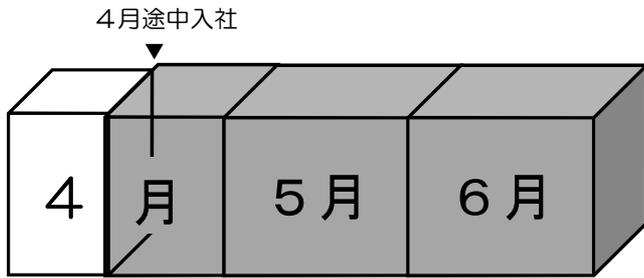
《記入例》

被保険者番号				被保険者氏名				生年月日		種別		従前の標準報酬月額		従前の改定月・原因	
報酬月額				通貨によるもの額		現物によるもの額		合計		平均額		修正平均額		備考	
算定基礎月の報酬支払基礎日数										※決定後の標準報酬月額		※改定予定月		※作成原因	
53	保険 健二			5-30628		1		健	104	千円	厚	104	千円	H28年9月11	
4月16日	144,600	円	0	円	—	円	224,400	円	29	年	9	月			
5月11日	108,600	円	0	円	108,600	円	112,200	円					5月	短時間	
6月12日	115,800	円	0	円	115,800	円			健		厚				

報酬月額 = (108,600円 + 115,800円) ÷ 2 = 112,200円

ケース⑤ 給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき

- 給与の支払対象となる期間の途中から資格取得したことにより1ヵ月分の給与が支給されない場合
⇒1ヵ月分の給与が支給されない月（途中入社月）を除いた月を対象とします。



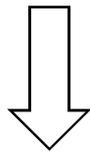
(例) 4月1日入社
毎月20日締切、翌月10日支払

4月分の給与は、日割計算になり、1ヵ月の給与が支給されないため、その月を除いた月で報酬月額を算出します。

《賃金台帳》 (単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月			
5月	20日	148,000	148,000
6月	30日	200,000	200,000
総計			348,000

※ 4月途中入社の方で、日割計算で20日分の給与が支給された場合でも、日割計算により本来、1ヵ月分として受ける額を受けていないことから、算定の対象月から除きます。



6月だけの報酬を記入します。

資格取得年月日を記入します。

《記入例》

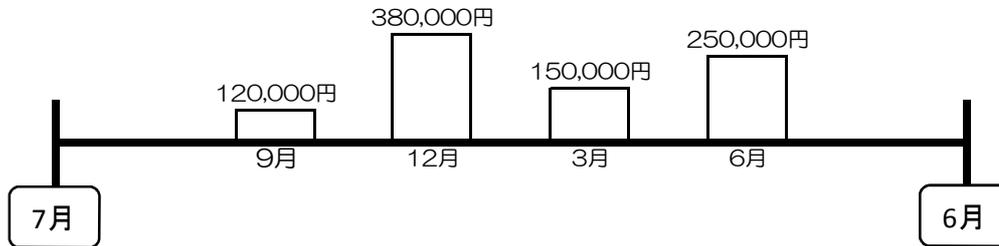
被保険者番号	被保険者氏名	生年月日	種別	前の標準報酬月額	適用年月	備考
報酬月額	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計	平均月額	修正平均額	給差の月額
算定基礎月の報酬支払基礎日数			合計	※決り後の標準報酬月額	※改	※作成原因
91	健康 国男	5-590619	1 健	200 千円	厚 200 千円	平成29年4月02
4月 日	円	円	円	348,000 円	29年 9 月	円
5月 20日	148,000 円	0 円	148,000 円	174,000 円	200,000 円	平成29年4月1日取得
6月 30日	200,000 円	0 円	200,000 円	健	厚	千円

報酬月額 = 200,000円 (6月分)

ケース⑥ 賞与などが年4回以上支給されたとき

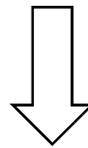
- 前年の7月からその年の6月までに4回以上の賞与が支払われた場合
→支払われた賞与の合計額を12ヵ月で割った額を各月の報酬に加え、報酬月額を算出します。

(例) 賞与の支給が年4回



$$\text{賞与支給額} = (9\text{月: }120,000\text{円}) + (12\text{月: }380,000\text{円}) + (3\text{月: }150,000\text{円}) + (6\text{月: }250,000\text{円}) = 900,000\text{円}$$

$$\text{各月に算入する賞与の額} = 900,000\text{円} \div 12 = 75,000\text{円}$$



《賃金台帳》				(単位: 円)	(単位: 円)	(単位: 円)
月	支払基礎日数	基本給	通勤手当	総支給額	賞与	合計
4月	31日	255,000	15,000	270,000	75,000	345,000
5月	30日	255,000	15,000	270,000	75,000	345,000
6月	31日	255,000	15,000	270,000	75,000	345,000
総計						1,035,000

1月あたりの賞与を加えた合計を記入します。

《記入例》

⑦ 被保険者番号	① 被保険者氏名	② 生年月日	⑤ 種別	② 従前の標準報酬月額	③ 従前の改定月・原因
32	社会 公一	5-381216	1	260 千円	H28年9月 11
⑧ 4月 31日	345,000 円	0 円	345,000 円	⑤ 1,035,000 円	② 29年 9 月
⑧ 5月 30日	345,000 円	0 円	345,000 円	⑤ 345,000 円	賞与・期末手当 9月 円
⑧ 6月 31日	345,000 円	0 円	345,000 円	⑤ 健 千円	⑤ 厚 千円
⑦ 75,000円					

$$\text{報酬月額} = (345,000\text{円} + 345,000\text{円} + 345,000\text{円}) \div 3 = 345,000\text{円}$$

ケース⑦ 一時帰休による休業手当が支給されているとき

●7月1日時点で一時帰休の状況が解消していない場合

→一時帰休による休業手当等が支払われた月のみで算定するのではなく、通常の給与を受けた月も併せて、報酬月額を算出します。

《賃金台帳》 (単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4月	31日	272,000	10,600	282,600
5月	30日	272,000	5,900	277,900
6月	31日	169,000	3,100	172,100
総計				732,600

○給与の規定

月給制・毎月20日締切、当月25日支払

休業手当の支払月、一時帰休の実施期間（開始したときは「〇月から一時帰休」と記入します。

《記入例》

⑦ 被保険者番号	⑧ 被保険者	⑨ 日	⑩ 種別	⑪ 従前の標準報酬月額	⑫ 適用年月	⑬ 月・原因
28	年金 太郎	20620	1	健 280 千円	厚 280 千円	28年9月11
4月31日	282,600 円	0 円	282,600 円	732,600 円	29年9月	6月休業手当
5月30日	277,900 円	0 円	277,900 円	244,200 円		5月から
6月31日	172,100 円	0 円	172,100 円			一時帰休

一時帰休中の報酬も含めて決定します。

●7月1日時点で一時帰休の状況が解消している場合

→4、5、6月のうち、休業手当を含まない月を対象とします。

なお、4、5、6月いずれにも休業手当が支払われている場合は、一時帰休により低額な休業手当等に基づいて決定または改定される前の標準報酬月額で決定します。

《賃金台帳》 (単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4月	31日	130,800	3,500	134,300
5月	30日	268,000	4,000	272,000
6月	31日	268,000	9,100	277,100
総計				683,400

休業手当の支払月、一時帰休の実施期間（開始したときは「〇月〇日一時帰休解消」等を記入します。

《記入例》

⑦ 被保険者番号	⑧ 被保険者	⑨ 日	⑩ 種別	⑪ 従前の標準報酬月額	⑫ 適用年月	⑬ 月・原因
28	年金 太郎	20620	1	健 280 千円	厚 280 千円	28年9月11
4月31日	134,300 円	0 円	— 円	549,100 円	29年9月	4月休業手当
5月30日	272,000 円	0 円	272,000 円	274,550 円		H29.4.20年
6月31日	277,100 円	0 円	277,100 円			一時帰休解消

一時帰休中の報酬は含まずに決定します。

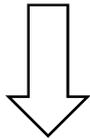
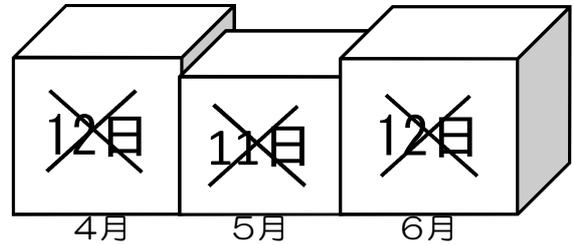
ケース⑧ 一般的な方法では算定できないとき

- 4、5、6月のいずれも支払基礎日数が17日未満（短時間就労者については15日未満）の場合または病気等による欠勤、育児休業や介護休業等により4、5、6月のいずれも報酬を全く受けない場合
⇒従前の標準報酬月額で決定します。

《賃金台帳》

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月	12日	78,000	78,000
5月	11日	71,500	71,500
6月	12日	78,000	78,000
総計			227,500



《記入例》

⑦ 被保険者番号				⑧ 被保険者氏名				⑨ 生年月日		⑩ 種別		⑪ 従前の標準報酬月額		⑫ 従前の改定月・原因	
報 酬				月 額				⑬ 支払基礎日数17日以上の月の報酬月額の総計		⑭ 適用年月		⑮ 備 考			
⑯ 算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑰ 通貨によるものの額	⑱ 現物によるものの額	⑲ 合 計	⑳ 平均 額		㉑ 修正平均額		㉒ ※決定後の標準報酬月額		㉓ ※改定予定月		㉔ ※作成原因			
93	厚生 桃子	7-010303	1	健	134 千円	厚	134 千円	H28年9月11							
4月12日	78,000 円	0 円	— 円	健	千円	厚	千円	29年9月		4月5日から休職					
5月11日	71,500 円	0 円	— 円	健	千円	厚	千円								
6月12日	78,000 円	0 円	— 円	健	千円	厚	千円								

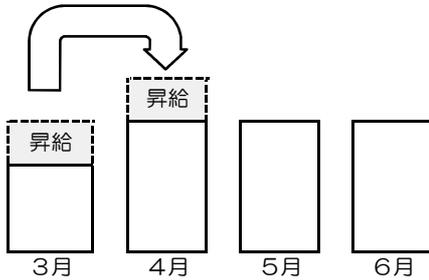
17日未満の月は、横棒を引きます。

欠勤等の場合には、「〇月〇日から休職」等と記入します。

ケース⑨ 一般的な方法で算定すると著しく不当になるとき

(1) 3月以前にさかのぼった昇給の差額分または3月以前の給与を4、5、6月のいずれかの月に受けた場合

⇒3月以前の昇給差額分（または遅滞分）を除いた報酬月額を3で割ります。



《賃金台帳》 (単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	3月分昇級差額分	合計
4月	31日	267,000	20,000	287,000
5月	30日	267,000	0	267,000
6月	31日	267,000	0	267,000
総計				821,000

《記入例》

被保険者整理番号		被保険者氏名		生年月日		種別		前の標準報酬月額		適用年月		修正平均額		後の標準報酬月額		※改定理由		※作成原因	
21	健保	次郎	5-581016	1	健	300	千円	厚	240	千円	H	9月11	20,000	円	20,000	円	29年4月		
4月31日	287,000	円	0	円	287,000	円	821,000	円	29年9月	20,000	円	20,000	円	29年4月					
5月30日	267,000	円	0	円	267,000	円	273,666	円	267,000	円									
6月31日	267,000	円	0	円	267,000	円	健	千円	厚	千円									

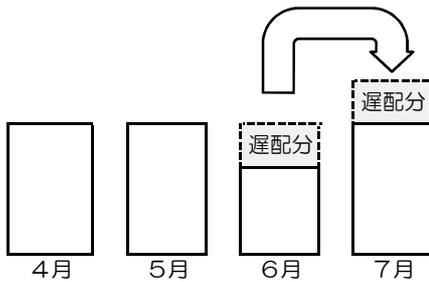
3月以前の昇給差額分（または遅滞分）を除いた総報酬額を3で割った額を記入します。

昇給差額・差額支給月を記入します。

$$\text{報酬月額} = \{ (287,000\text{円} - 20,000\text{円}) + 267,000\text{円} + 267,000\text{円} \} \div 3 = 267,000\text{円}$$

(2) 4、5、6月のいずれかの月の給与が7月以降に支払われる場合

⇒7月以降に支払われる月以外の月を対象月とします。



《記入例》

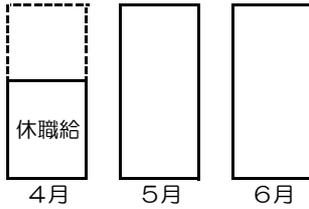
被保険者整理番号		被保険者氏名		生年月日		種別		前の標準報酬月額		適用年月		修正平均額		後の標準報酬月額		※改定理由		※作成原因	
19	年金	正則	5-511019	1	健	300	千円	厚	300	千円	H	8年9月11							
4月30日	344,600	円	0	円	344,600	円	835,300	円	29年9月										
5月31日	325,600	円	0	円	325,600	円	278,433	円	335,100	円									
6月30日	165,100	円	0	円	165,100	円	健	千円	厚	千円									

7月以降に支払われる月を除いた報酬総額を対象月で割った額を記入します。

遅滞分がある月等を記入します。

$$\text{報酬月額} = (344,600\text{円} + 325,600\text{円}) \div 2 = 335,100\text{円}$$

(3) 低額の休職給を受けた場合（病気などによる休職の場合）
⇒休職給を受けた月以外の月を対象月とします。



4月に休職給として基本給の50%を受けたケースです。

休職給を支給した月を記入します。

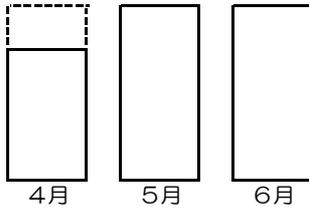
《記入例》

⑦ 被保険者整理番号	① 被保険者氏名	② 生年月日	④ 種別	⑤ 従前の標準報酬	⑧ 従前の改定月・原因	
報酬月額				⑥ 支払基礎日数17日以上 の月の報酬月額の総計	⑨ 適用年	
③ 算定基礎月の 報酬支払 基礎日数	⑦ 通貨による ものの額	⑧ 現物による ものの額	⑨ 合計	⑩ 平均額	⑪ 修正平均	
				⑫ ※決定後の標準報酬月額	⑬ 備考 〔選及支払額 異（給）給差の月額 異（給）給月〕	
20	年金 花子	5-520109	2	健 300 千円	厚 300 千円	H28年9月 11
4月 30日	150,000 円	0 円	150,000 円	770,400 円	29年 9 月	円
5月 31日	315,100 円	0 円	315,100 円	256,800 円	310,200 円	休職給 年 月 4月
6月 30日	305,300 円	0 円	305,300 円	健	厚	円

$$\text{報酬月額} = (315,100\text{円} + 305,300\text{円}) \div 2 = 310,200\text{円}$$

休職給を受けた月（4月）を除いた報酬総額を対象月で割った額を記入します。

●賃金カットを受けた場合（ストライキ等の場合）
⇒賃金カットを受けた月以外の月を対象月とします。



賃金カットを受けた月を除いた報酬総額を対象月数で割った額を記入します。

賃金カットを受けた月数を記入します。

《記入例》

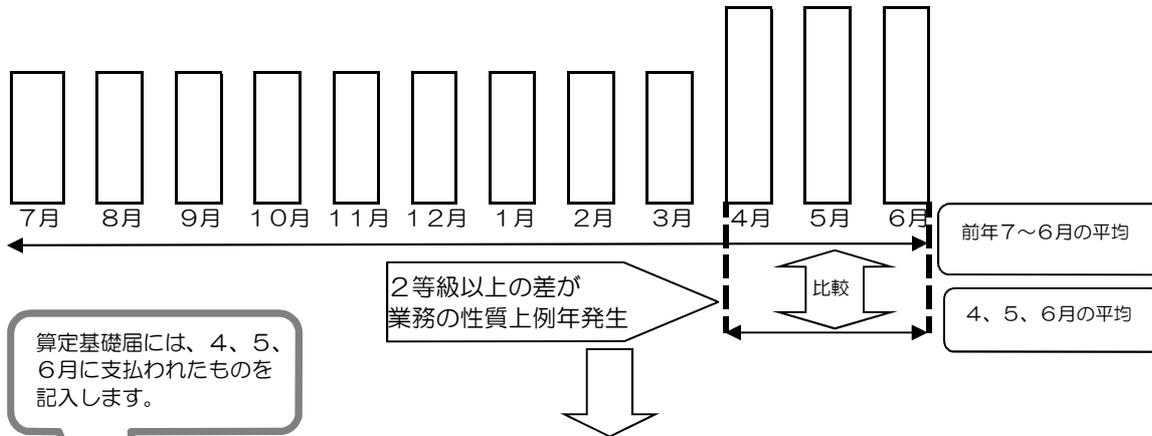
⑦ 被保険者整理番号	① 被保険者氏名	② 生年月日	④ 種別	⑤ 従前の標準報酬	⑧ 従前の改定月・原因	
報酬月額				⑥ 支払基礎日数17日以上 の月の報酬月額の総計	⑨ 適用年	
③ 算定基礎月の 報酬支払 基礎日数	⑦ 通貨による ものの額	⑧ 現物による ものの額	⑨ 合計	⑩ 平均額	⑪ 修正平均	
				⑫ ※決定後の標準報酬月額	⑬ 備考 〔選及支払額 異（給）給差の月額 異（給）給月〕	
28	年金 純子	5-550909	2	健 220 千円	厚 220 千円	H28年9月 11
4月 20日	135,700 円	0 円	135,700 円	575,900 円	29年 9 月	円
5月 31日	215,200 円	0 円	215,200 円	191,960 円	220,100 円	ストライキによる賃金カット 4月、10日分
6月 30日	225,000 円	0 円	225,000 円	健	厚	円

$$\text{報酬月額} = (215,200\text{円} + 225,000\text{円}) \div 2 = 220,100$$

(4) 「4、5、6月の給与の平均額から算出した標準報酬月額」と「前年の7月から当年の6月までの給与の平均額から算出した標準報酬月額」に2等級以上の差が生じ、その差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

⇒ 前年の7月から当年の6月までの給与の平均額から算出した標準報酬月額で決定することができます。

※申し立てる場合は、「事業主の申立書」と「被保険者の同意」の提出が必要です。



《記入例》

⑦ 被保険者整理番号	⑧ 被保険者氏名	⑨ 生年月日	⑩ 種別	⑪ 従前の標準報酬月額	⑫ 従前の改定月・原因
⑬ 算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑭ 賃によるの額	⑮ 現物によるものの額	⑯ 合計	⑰ 平均額	⑱ 修正平均額
26	年金 正則	5-490206	工 1	380 千円	H28年9月 11日
4月 31日	380,000 円	0 円	380,000 円	1,140,000 円	29年 9月
5月 30日	380,000 円	0 円	380,000 円	380,000 円	320,875 円
6月 31日	380,000 円	0 円	380,000 円	健康	年間平均

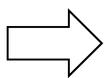
希望する場合は「年間平均」と記入します。

○4、5、6月の3ヵ月平均

報酬月額 = (380,000円 + 380,000円 + 380,000円) ÷ 3 = 380,000円
⇒ 標準報酬月額 38万円

毎年4、5、6月が繁忙期にあたり、他の期間よりも報酬が増える業種（部署）の場合で前年の7月から当年の6月までの年間平均 320,875円

⇒ 標準報酬月額 32万円



「事業主の申立書」と「本人の同意」を添えて届出いただくことにより、標準報酬月額を32万円決定することができます。

《「事業主の申立書」や「本人の同意」等の届出様式については、こちらをご確認ください。》

日本年金機構ホームページ 健康保険・厚生年金保険適用関係届書・申請書一覧

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/index2.jsp>

〇〇年金事務所長 様

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は茶の栽培・販売業を行っており、毎年、4月から6月までの間は、一番茶の収穫時期であり、茶葉摘み取りのため、例年従業員に所定労働時間を超えた時間外労働を命じている状況であるため、繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

平成29年 7月 1日

事業所所在地 〇〇市△△ 1-1-1

事業所名称 □□製茶 株式会社

事業主氏名 代表取締役社長 年金一郎

事業
主印 印

連絡先 03-1234-5678

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。

保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額と比較及び被保険者の同意等

記入例

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所整理記号	01-222	事業所名称	〇〇製茶株式会社
---------	--------	-------	----------

被保険者整理番号	被保険者の氏名	生年月日	種別
123	年金 太郎	昭和55年5月5日	1

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
平成 28年 7月 30日	305,500 円	0 円	305,500 円
平成 28年 8月 31日	300,000 円	0 円	300,000 円
平成 28年 9月 31日	300,000 円	0 円	300,000 円
平成 28年 10月 30日	300,000 円	0 円	300,000 円
平成 28年 11月 31日	300,000 円	0 円	300,000 円
平成 28年 12月 30日	300,000 円	0 円	300,000 円
平成 29年 1月 31日	305,000 円	0 円	305,000 円
平成 29年 2月 31日	300,000 円	0 円	300,000 円
平成 29年 3月 29日	300,000 円	0 円	300,000 円
平成 29年 4月 31日	380,000 円	0 円	380,000 円
平成 29年 5月 30日	380,000 円	0 円	380,000 円
平成 29年 6月 31日	380,000 円	0 円	380,000 円

【標準報酬月額と比較欄】※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険
	380 千円	380 千円

前年7月～本年6月の合計額(※)	前年7月～本年6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
3,850,500 円	320,875 円	23	320 千円	19	320 千円

本年4月～6月の合計額(※)	本年4月～6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
1,140,000 円	380,000 円	26	380 千円	22	380 千円

2等級以上(○又は×)	修正平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
○	320,875 円	23	320 千円	19	320 千円

【標準報酬月額と比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。
- 短時間就労者の場合は、「通常の方法で算出した標準報酬月額」(当年4月～6月)の支払基礎日数を17日以上月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」(前年7月～当年6月)も17日以上月の報酬の平均額。
「通常の方法で算出した標準報酬月額」の支払基礎日数が17日以上ないので、15日以上17日未満の月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」は、支払基礎日数が15日以上月の報酬の平均額。
- 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当を受けた月を除く。
- 給与の支払いに遅延がある場合は
ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
イ 前年7月～当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。
- この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年7月～本年6月の平均額」を記入。
- 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入。

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てることに同意します。

被保険者氏名 年金 太郎 被保険者印

【備考欄】

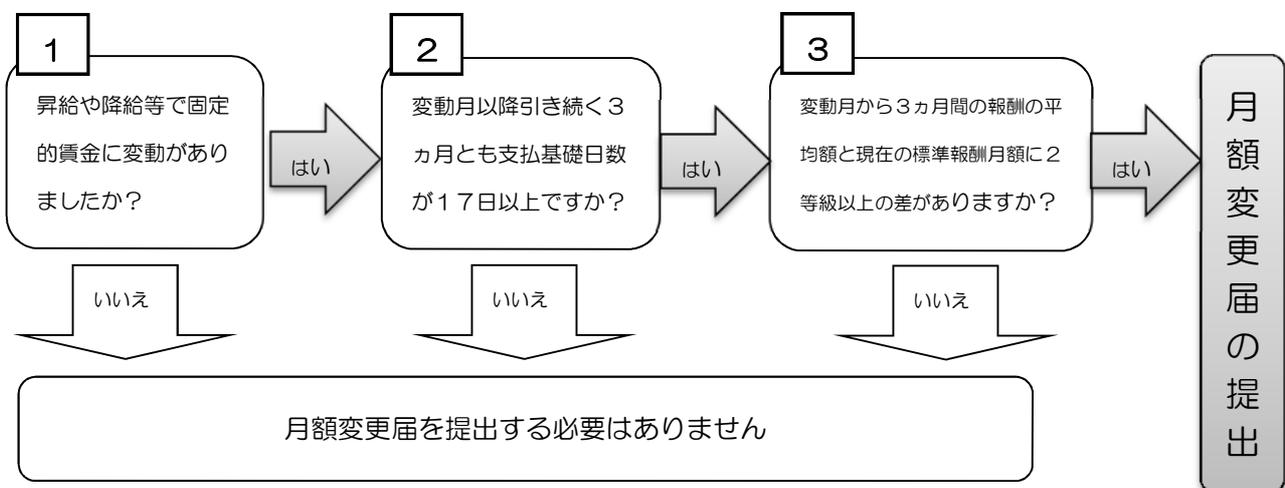
4. 随時改定と月額変更届

毎年1回の定時決定により決定された標準報酬月額は、原則その年の9月から翌年の8月分まで1年間適用されますが、この間に昇給や降給などにより報酬に大幅な変動があったときは、実態とかけ離れた状態にならないよう次回の定時決定を待たずに標準報酬月額を見直します。これを「随時改定」といい、「月額変更届」を提出していただくことになります。

改定された標準報酬月額は、再び随時改定がない限り、6月以前に改定された場合は当年の8月まで、7月以降に改定された場合は翌年の8月までの各月に適用されます。

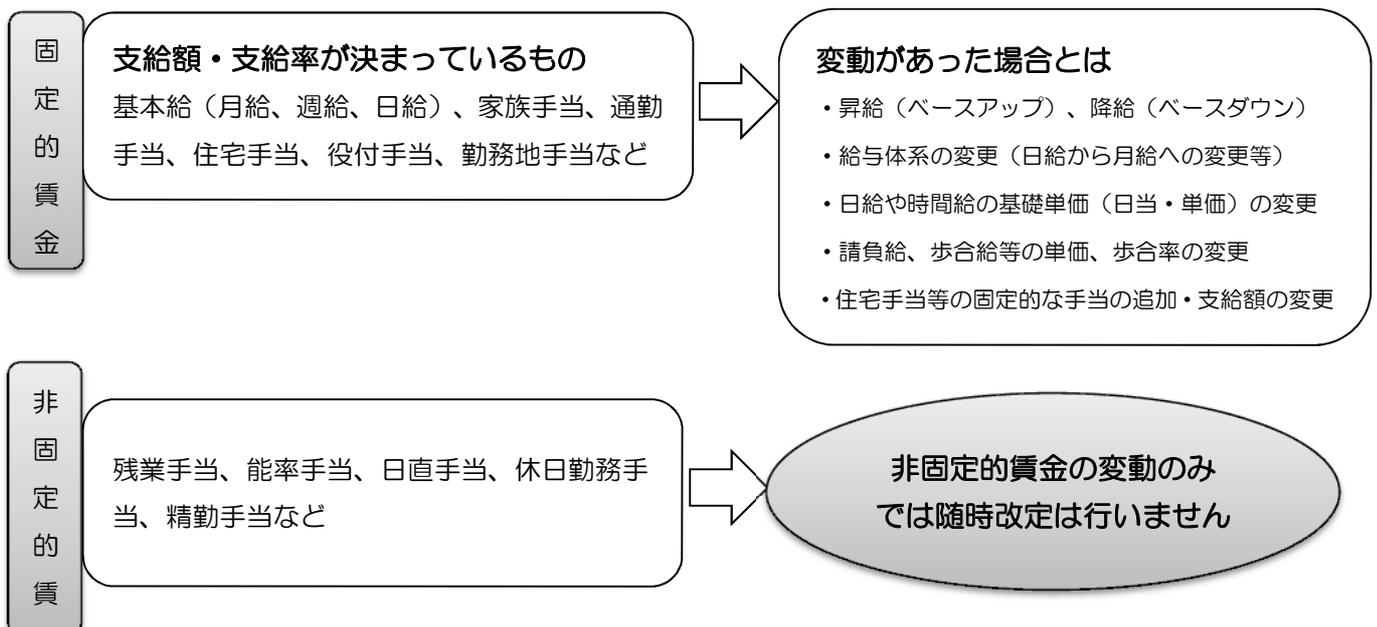
(1) 月額変更が必要なとき

「月額変更届」による随時改定は、次の3つの条件を全て満たしたときに行います。



※随時改定に該当すれば、固定的賃金が変動し、その報酬を支払った月から数えて4ヵ月目に新たな標準報酬月額が適用されます。

(2) 固定的賃金の変動とは



(3) 随時改定の対象とならない場合

1. 固定的賃金は上がったが、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、変動後の引き続いた3ヵ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
2. 固定的賃金は下がったが、非固定的賃金が増えたため、変動後の引き続いた3ヵ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

(4) 添付書類

被保険者報酬月額変更届は、原則として添付書類は不要です。

ただし、改定月の初日から起算して60日経過した後に届け出する場合、または標準報酬月額が5等級以上下がる場合は、以下のとおり添付書類が必要になります。

1. 被保険者が株式会社(特例有限会社を含む)の役員の場合

以下の①～④のいずれか1つ、および所得税源泉徴収簿または賃金台帳の写し(固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月分まで)

- | | |
|------------------|-------------------|
| ①株主総会または取締役会の議事録 | ②代表取締役等による報酬決定通知書 |
| ③役員間の報酬協議書 | ④債権放棄を証する書類 |

※その他の法人の役員の場合は、これらに相当する書類

2. 上記の役員以外の場合

- ・賃金台帳の写し(固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月分まで)
- ・出勤簿の写し(固定的賃金の変動があった月から改定月の前月分まで)

月額変更届の記入例

●昇給したとき

1. 従来の標準報酬月額・・・220千円(健保18級、厚年14級)
2. 基本給200,000円が本年4月支給から30,000円上がり、230,000円となった。
※未締め 翌月15日払い

支給日	基本給	通勤手当	残業手当	合計
3月15日	200,000円	5,000円	10,600円	215,600円
4月15日	230,000円	5,000円	23,600円	258,600円
5月15日	230,000円	5,000円	22,300円	257,300円
6月15日	230,000円	5,000円	20,400円	255,400円

固定的賃金だけでなく、
残業手当などの非固定
的賃金も含めた総支給
額で計算します。

《記入例》

⑦ 被保険者番号	① 被保険者氏名	② 生年月日	④ 種別	② ④ 従前の標準報酬月額	③ 従前の改定月・原因	
報酬月額				⑤ 支払基礎日数17日以上 の月の報酬月額の総計	⑥ 適用年月	⑧ 備考
⑧ 算定基礎月 の報酬支払 基礎日数	⑦ 通貨による ものの額	⑨ 現物による ものの額	⑩ 合計	⑪ 平均額	⑫ 修正平均額	⑬ 避及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)給月
				⑬ ⑭ ※決定後の標準報酬月額	⑮ ※改定予定月	
68	年金 大助	5-410710	1	健 220 千円	厚 220 千円	H28年9月11 円
4月31日	258,600円	0円	258,600円	771,300円	29年7月	30,000円 29年4月
5月30日	257,300円	0円	257,300円	257,100円		
6月31日	255,400円	0円	255,400円	健 千円	厚 千円	

●昇給差額が支給されたとき ※差額を差し引いて計算します。

1. 従来の標準報酬月額・・・220千円(健保18級、厚年14級)
2. 基本給200,000円が30,000円上がり、230,000円となった。
※未締め 翌月15日払い
3. 4月にさかのぼり昇給し、その差額が5月に支給された。

支給日	基本給	※4月分の昇給差額	残業手当	合計
4月15日	200,000円		10,600円	210,600円
5月15日	230,000円	30,000円	23,600円	283,600円
6月15日	230,000円		27,300円	257,300円
7月15日	230,000円		25,400円	255,400円

《記入例》

⑦ 被保険者番号	① 被保険者氏名	② 生年月日	④ 種別	② ④ 従前の標準報酬月額	③ 従前の改定月・原因	
報酬月額				⑤ 支払基礎日数17日以上 の月の報酬月額の総計	⑥ 適用年月	⑧ 備考
⑧ 算定基礎月 の報酬支払 基礎日数	⑦ 通貨による ものの額	⑨ 現物による ものの額	⑩ 合計	⑪ 平均額	⑫ 修正平均額	⑬ 避及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)給月
				⑬ ⑭ ※決定後の標準報酬月額	⑮ ※改定予定月	
58	年金 正弘	5-530201	1	健 220 千円	厚 220 千円	H28年9月11 円
5月30日	283,600円	0円	283,600円	796,300円	29年8月	30,000円 29年5月
6月31日	257,300円	0円	257,300円	265,433円	255,433円	
7月30日	255,400円	0円	255,400円	健 千円	厚 千円	

5. 賞与支払届と賞与支払届総括表

賞与についても、健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納めます。事業主は、賞与の支払いがありましたら、その支給日から5日以内に、賞与支払届および賞与支払届総括表を提出してください。

賞与支払予定月を届け出ている事業所については、事前に賞与支払届と、賞与支払届総括表をお送りしております。登録された賞与支払月に賞与の支払いがなかった場合は、必ず賞与支払届総括表のみご提出ください。

●以下に該当する場合は、次の届書も併せてご提出ください。

- ・常時雇用されている70歳以上の方に賞与を支払った場合
⇒厚生年金保険 70歳以上被用者 算定基礎届・月額変更届・賞与支払届
- ・同一年度内に、被保険者資格の取得・喪失があった方で、標準賞与額の累計が573万円を超えた場合
⇒健康保険 標準賞与額累計申出書

(1) 標準賞与額の対象となる賞与

賞与、期末手当、決算手当、その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支払いのものをいいます。なお、年4回以上支払うものは標準報酬月額の対象とされ、また、労働の対償とみなされない結婚祝金などは対象外です。

(2) 標準賞与額とは

実際に支払われた賞与額（税引き前の総支給額）から1,000円未満を切り捨てた額が「標準賞与額」です。「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけた額がその賞与にかかる保険料額となります。

保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。標準賞与額の上限は、健康保険では年度の累計額573万円（年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで）、厚生年金保険は1ヵ月あたり150万円です。

《算定基礎届総括表の記載例》

届書コード 229	届書 健康保険 厚生年金保険	被保険者報酬月額算定基礎届 総括表					
ア 事業所整理記号 01-000	イ 事業所番号 0000	ウ 適用年度 ※ 年	エ 任算定完了年月日 ※ 年 月 日	社労士コード	通番 1		
カ 標準調査又は訂正 検査済検査年月日 年 月 日	キ 変更前の 業態区分 14	ク 業態 ※	ケ 事業の種類(変更の有無) 機械器具製造業13 [有・無]	コ 男 36 人	ク 女 24 人	計 60 人	
サ 本年6月1日から 7月1日までに被 保険者になった人 2 人	シ 届書未記載の人 で5月31日までに 被保険者になった人 0 人	ス 届書に記載されて いる人のうち6月 30日までに退職した人 1 人	セ 7月1日現在の 被保険者総数 (コナサナシース) 61 人	ソ 差引出数 (セーサ) 59 人	タ 7月に月額変更する人 5 人	チ 8月に月額変更する人 1 人	テ 9月に月額変更する人 1 人
報酬の支払状況欄				変更前の 昇給月	04		
ト 給与の支払日 毎月 15 日締切	当月・翌月 25 日支払	支払日の変更の有無 有・無		昇給月の変更の有無 有・無			
ト 昇給月 (ベースアップを含む) 年 1 回 4 月 月 月	昇給月の変更の有無 有・無						
報酬の種類(現在支給している給与等を○で囲むか、記入してください。)						左の報酬を届に含めて いる いない	
① 固定的賃金	基本給(月給)日給、時間給など、 <u>家族手当</u> 、 <u>住宅手当</u> 、 <u>役付手当</u> 、 <u>物価手当</u> 、 <u>通勤手当</u> 、その他()					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
② 非固定的賃金	<u>残業手当</u> 、 <u>宿日直手当</u> 、 <u>皆勤手当</u> 、 <u>生産手当</u> 、その他()					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
現物給与	③ 通勤定期券 乗車券など	6ヶ月、3ヶ月、1ヶ月などの定期券、通勤回数乗車券				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	④ 食事、住宅、その他	<u>食事</u> (朝、 <u>昼</u> 、夜)、住宅、被服、その他()				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤ 賞与など	賞与、期末手当、決算手当などの支給月 年 2 回(7月12月 月 月) 賞与などの支払月の変更の有無 有・無			変更前の賞与支払予定月 0712	直近の賞与支払月 12		
⑥ 7月1日現在、賃金・報酬を支払っている人のうち被保険者となっていない人	60歳未満の人	60歳以上の人	合計人数	備考			
	10 人	6 人	16 人				

記入上の注意
ア、※欄には記入しないでください。
イ、※欄には現在行っている事業について具体的に(機械器具製造業、卸売、小売など)記入してください。
ウ、(ア)については、この用紙で不足するときは、適宜用紙を補って記入し、本紙に添付してください。

※下記の①から④に印字されている区分・法人番号を確認の上、訂正の必要がある場合や印字されていない場合は、「マ訂正後」の⑤から⑧の各欄について、該当する事項を○で囲みまたは法人番号を記入してください。個人事業所及び国・地方公共団体の場合は、①欄のみ確認してください。なお、⑥欄へ法人番号を記入した場合は、法人番号が確認できる通知書等の写しを添付してください。

⑤ 個人・法人等区分	① 1	※1. 法人、2. 個人 3. 国・地方公共団体	⑤ 1. 法人 2. 個人 3. 国・地方公共団体
⑦ 法人番号	99999999999999		⑥
⑧ 本・支店区分	③ 1	※1. 本店、2. 支店	⑦ 1. 本店 2. 支店
⑨ 内・外国区分	④ 1	※1. 内国法人、2. 外国法人	⑧ 1. 内国法人 2. 外国法人

提出 社会 代 理 者 印 の 名 称	所在地	印
提出 社会 代 理 者 印 の 所在地		

平成 29 年 7 月 6 日提出

受付日付印

事業所所在地	〒0000-0000 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
事業所名称	株式会社〇〇〇〇
事業主氏名	代表取締役〇〇〇〇
電話番号	〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

※ 〇〇欄は記入不要です。
※ 記入の際はボールペン等を使用し、標準字体でわかりやすく記入してください。

算定基礎届総括表は、保険者が各事業所の報酬の支払状況や被保険者数などを把握するために提出いただくものです。この用紙に必要事項を記入のうえ、算定基礎届とともに提出してください。

㊦ 事業の種類(変更の有無)

現在、行っている事業の種類について「事業所業態分類票」を参照して、記入してください。
また、この1年間に事業の種類に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で囲んでください。

㊧ 5月19日現在の被保険者数

年金事務所等で入力処理された5月19日現在の被保険者数であり、算定基礎届にはこれらの人を対象に氏名等が印字されています。

㊨ 本年6月から被保険者になった人

6月以降に被保険者となった人は、資格取得届により翌年8月までの標準報酬月額を決定しますので、算定基礎届の対象から除かれます。

㊩ 届書に未記載の人

算定基礎届に印字されていない人で本年5月31日までに被保険者となった人数を記入してください。
なお、これら的人是算定基礎届を提出していただく必要があります。

㊪ 6月30日までに退職した人

算定基礎届に印字されている人で、本年6月30日までに退職した人数を記入してください。

㊫ 被保険者数

7月1日現在の被保険者総数を記入してください。

㊬ 差引届出者数

算定基礎届の対象となる総人数を記入してください。

㊭ 7月に月額変更する人

- 4月に固定的賃金(㊰欄参照)が変動した。
- 4月・5月・6月に支払われた報酬を基に算出した標準報酬月額と、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差がある。
- 3ヵ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上ある。
上記3つのすべてに該当する人の人数を記入してください。

㊮ 8月に月額変更する人

- 5月に固定的賃金(㊰欄参照)が変動した。
- 5月・6月・7月に支払われた報酬を基に算出した標準報酬月額と、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が出る予定がある。
- 3ヵ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上見込まれる。
上記3つのすべてに該当する人の人数を記入してください。

㊯ 9月に月額変更する人

- 6月に固定的賃金(㊰欄参照)が変動した。
- 6月・7月・8月に支払われた報酬を基に算出した標準報酬月額と、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が出る予定がある。
- 3ヵ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上見込まれる。
上記3つのすべてに該当する人の人数を記入してください。

㊰ 給与の支払日

給与の締切日、支払日を記入し、支払日に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で囲んでください。

㊱ 昇給月

昇給回数、昇給月を記入し、「変更前の昇給月欄」に変更がある場合は「有」、ない場合は「無」を○で囲んでください。

㊲ 固定的賃金

固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます。〈例〉基本給、家族手当、役付手当、通勤手当、など

㊳ 非固定的賃金

非固定的賃金とは、支給額等が一定しないものをいいます。〈例〉残業手当、宿日直手当、皆勤手当など

㊴ 現物給与

現物給与の種類等を○で囲んでください。

㊵ 賞与など

賞与などの支給回数、支給月を記入し、「変更前の賞与支払予定月」欄に変更がある場合は「有」、ない場合は「無」を○で囲んでください。

㊶ 被保険者となっていない人

7月1日現在、賃金や報酬を支払っている人のうち、被保険者となっていない人(全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険のいずれも加入していない人)の人数を記入してください。

㊷ 個人・法人等区分・法人番号など

印字されている区分・法人番号を確認の上、訂正の必要がある場合や印字されていない場合は、「訂正後」欄の⑤から⑧の各欄について、該当する事項を○で囲み、または法人番号を記入してください。

個人事業所及び国・地方公共団体の場合は、①欄のみ確認してください。なお、⑥欄へ法人番号を記入した場合は、法人番号が確認できる通知書等の写しを添付してください。

【月額変更(随時改定)】

標準報酬月額は、次の算定基礎届の提出まで変更しませんが、報酬が大幅に変わり、次の三つのすべてに該当した場合は、月額変更(随時改定)の届出が必要です。

- (1) 昇(降)給などで固定的賃金に変動があったとき
- (2) 変動月以後引き続き3ヵ月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
- (3) 3ヵ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

平成29年4月1日 時点

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1カ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1カ月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
北海道	19,500	650	160	230	260	1,000	(単位：円)
青森	19,500	650	160	230	260	940	
岩手	19,200	640	160	220	260	1,030	
宮城	18,900	630	160	220	250	1,380	
秋田	19,200	640	160	220	260	1,010	
山形	20,100	670	160	230	280	1,180	
福島	19,500	650	160	230	260	1,070	
茨城	19,500	650	160	230	260	1,270	
栃木	19,500	650	160	230	260	1,310	
群馬	19,200	640	160	220	260	1,170	
埼玉	19,800	660	160	230	270	1,750	
千葉	19,500	650	160	230	260	1,700	
東京	20,100	670	160	230	280	2,590	
神奈川	20,100	670	160	230	280	2,070	
新潟	19,800	660	160	230	270	1,280	
富山	19,800	660	160	230	270	1,200	
石川	20,400	680	170	230	280	1,250	
福井	20,400	680	170	230	280	1,160	
山梨	19,500	650	160	230	260	1,230	
長野	18,600	620	160	220	240	1,150	
岐阜	19,200	640	160	220	260	1,180	
静岡	19,500	650	160	230	260	1,410	
愛知	19,500	650	160	230	260	1,470	
三重	19,500	650	160	230	260	1,200	
滋賀	19,500	650	160	230	260	1,360	
京都	19,800	660	160	230	270	1,670	
大阪	19,500	650	160	230	260	1,620	
兵庫	19,800	660	160	230	270	1,460	
奈良	18,600	620	160	220	240	1,170	
和歌山	19,800	660	160	230	270	1,080	
鳥取	20,100	670	160	230	280	1,110	
島根	20,100	670	160	230	280	1,030	
岡山	19,500	650	160	230	260	1,270	
広島	20,100	670	160	230	280	1,320	
山口	19,800	660	160	230	270	1,040	
徳島	19,800	660	160	230	270	1,100	
香川	19,200	640	160	220	260	1,130	
愛媛	19,500	650	160	230	260	1,080	
高知	20,100	670	160	230	280	1,050	
福岡	18,900	630	160	220	250	1,310	
佐賀	18,900	630	160	220	250	1,080	
長崎	19,500	650	160	230	260	1,070	
熊本	19,800	660	160	230	270	1,120	
大分	19,500	650	160	230	260	1,080	
宮崎	19,200	640	160	220	260	1,030	
鹿児島	19,500	650	160	230	260	1,040	
沖縄	20,100	670	160	230	280	1,110	

(単位：円)

時価

〔 自社製品
通勤定期券
など 〕

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

平成29年4月分からの厚生年金保険の保険料額表

(単位：円)

標準報酬		報酬月額		一般		坑内員・船員	
				(厚生年金基金加入員を除く)		(厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額
				18.182%	9.091%	18.184%	9.092%
1	88,000	88,000	93,000	16,000.16	8,000.08	16,001.92	8,000.96
2	98,000	93,000	101,000	17,818.36	8,909.18	17,820.32	8,910.16
3	104,000	101,000	107,000	18,909.28	9,454.64	18,911.36	9,455.68
4	110,000	107,000	114,000	20,000.20	10,000.10	20,002.40	10,001.20
5	118,000	114,000	122,000	21,454.76	10,727.38	21,457.12	10,728.56
6	126,000	122,000	130,000	22,909.32	11,454.66	22,911.84	11,455.92
7	134,000	130,000	138,000	24,363.88	12,181.94	24,366.56	12,183.28
8	142,000	138,000	146,000	25,818.44	12,909.22	25,821.28	12,910.64
9	150,000	146,000	155,000	27,273.00	13,636.50	27,276.00	13,638.00
10	160,000	155,000	165,000	29,091.20	14,545.60	29,094.40	14,547.20
11	170,000	165,000	175,000	30,909.40	15,454.70	30,912.80	15,456.40
12	180,000	175,000	185,000	32,727.60	16,363.80	32,731.20	16,365.60
13	190,000	185,000	195,000	34,545.80	17,272.90	34,549.60	17,274.80
14	200,000	195,000	210,000	36,364.00	18,182.00	36,368.00	18,184.00
15	220,000	210,000	230,000	40,000.40	20,000.20	40,004.80	20,002.40
16	240,000	230,000	250,000	43,636.80	21,818.40	43,641.60	21,820.80
17	260,000	250,000	270,000	47,273.20	23,636.60	47,278.40	23,639.20
18	280,000	270,000	290,000	50,909.60	25,454.80	50,915.20	25,457.60
19	300,000	290,000	310,000	54,546.00	27,273.00	54,552.00	27,276.00
20	320,000	310,000	330,000	58,182.40	29,091.20	58,188.80	29,094.40
21	340,000	330,000	350,000	61,818.80	30,909.40	61,825.60	30,912.80
22	360,000	350,000	370,000	65,455.20	32,727.60	65,462.40	32,731.20
23	380,000	370,000	395,000	69,091.60	34,545.80	69,099.20	34,549.60
24	410,000	395,000	425,000	74,546.20	37,273.10	74,554.40	37,277.20
25	440,000	425,000	455,000	80,000.80	40,000.40	80,009.60	40,004.80
26	470,000	455,000	485,000	85,455.40	42,727.70	85,464.80	42,732.40
27	500,000	485,000	515,000	90,910.00	45,455.00	90,920.00	45,460.00
28	530,000	515,000	545,000	96,364.60	48,182.30	96,375.20	48,187.60
29	560,000	545,000	575,000	101,819.20	50,909.60	101,830.40	50,915.20
30	590,000	575,000	605,000	107,273.80	53,636.90	107,285.60	53,642.80
31	620,000	605,000		112,728.40	56,364.20	112,740.80	56,370.40

- 厚生年金保険料率（平成28年10月1日～平成29年8月31日 適用）
 - 一般の被保険者等 …18.182%（厚生年金基金加入員 …13.182%～15.782%）
 - 坑内員・船員の被保険者 …18.184%（厚生年金基金加入員 …13.184%～15.784%）
- 子ども・子育て拠出金率 …0.23%（平成29年4月1日～ 適用）
 - …0.2%（平成28年4月1日～平成29年3月31日 適用）

※子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

- 被保険者負担分（厚生年金保険料額表の折半額）に円未満の端数がある場合
 - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 - (注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。
- 子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（0.23%）を乗じて得た額の総額となります。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県別の保険料率については、全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。また、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率及び保険料額表は、全国健康保険協会から示されております。
- 健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。